

令和8年度沖縄県職員の暫定再任用に関する運用要領

(令和7年11月28日総人第772号総務部長決定)

1 趣旨

この要領は、沖縄県職員人事管理基本方針（平成26年11月7日総務部長決定。以下「基本方針」という。）の10に定める60歳以降の職員の任用に関する指針に基づき、令和8年度沖縄県職員の暫定再任用に関する運用及び事務手続に関し必要な事項を定める。

2 暫定再任用に当たっての基本的考え方

沖縄県職員の暫定再任用及びこれに伴う人事の措置（以下単に「暫定再任用」という。）は、基本方針10に基づき、定年退職した職員等が年金受給開始年齢に達するまでの間、暫定再任用されることを希望する者について暫定再任用を行うものとし、この要領に定めるところにより実施するものとする。

3 令和8年度暫定再任用の運用に当たって特に留意する事項

令和8年度における暫定再任用の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 暫定再任用に当たっての公平性の確保

定年退職した職員等が年金受給開始年齢に達するまでの間、暫定再任用されることを希望する者について暫定再任用を行うものであるから、暫定再任用に当たっては、対象となる者に対して暫定再任用される機会が公平に与えられること。

(2) 組織の活力維持に留意した公務の効率的な運営に必要な人材の確保

職員全体のモチベーションを維持向上させ、意欲と能力ある人材を暫定再任用する観点から、人事評価の結果等を活用し、能力及び実績に基づく公平かつ客観的な人事管理を徹底すること。

(3) 安定的・計画的な新規採用職員の確保

職員の安定的・計画的な確保及び人事の新陳代謝を図ることが可能となるよう新規採用職員の人数の確保について必要な考慮を行うこと。

4 令和8年度暫定再任用の実施に関する要領

(1) 暫定再任用の発令時期及び任期

ア 令和8年度において新たに暫定再任用する場合の発令期日は、原則として令和8年4月1日とし、その任期は原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

イ 令和7年度において暫定再任用している職員について引き継ぎ任期を更新する場合の発令期日は、令和8年4月1日とし、その任期は原則として令和9年3月31日までとする。

(2) 暫定再任用の対象となる者

暫定再任用の対象となる者は、昭和36年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者（定年年齢が63歳である職については昭和36年4月2日から昭和38年4月1日までに

生まれた者) で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、原則として過去再任用又は暫定再任用されることについて応募したが再任用又は暫定再任用されなかった者を除く。

ア 令和8年3月31日に現に暫定再任用職員として勤務する職員

イ 定年退職した者

ウ 令和5年3月31日以前に勤務延長後に退職した者及び勤務延長後に令和8年3月31日に退職する職員

エ 定年退職日前に退職した者のうち次に掲げる者

(ア) 25年以上勤続して令和5年4月1日前に退職し、60歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(イ) 25年以上勤続して令和5年4月1日前に退職し、60歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に再任用又は暫定再任用されたことがある者

(ウ) 25年以上勤続して令和5年4月1日以降に退職し、61歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者

(3) 暫定再任用職員の勤務形態

暫定再任用される者の希望を考慮し、公務運営の事情を踏まえ、常時勤務を要する職に暫定再任用するものとする。ただし、職員の年齢別構成の適正化を図る等の観点から、暫定再任用されることを希望する者を常時勤務を要する職に暫定再任用することが困難であると認められる場合又は当該者の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合は、短時間勤務の職に当該者を暫定再任用するものとする。

(4) 暫定再任用職員の勤務時間及び週休日

ア 常時勤務の暫定再任用職員の場合

常時勤務の暫定再任用職員の勤務時間及び週休日は、一般職員の例によるものとする。

イ 短時間勤務の暫定再任用職員の場合

(ア) 短時間勤務の暫定再任用職員の勤務時間は、1日7時間45分以内で週23時間15分とする。

(イ) 短時間勤務の暫定再任用職員の週休日は、日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの間に2日以内で設けるものとする。

(ウ) 短時間勤務の暫定再任用職員の勤務日は、所属長がその業務に応じて定め、本人に通知するものとする。

(エ) 交替制等勤務をする暫定再任用職員の週休日及び勤務時間の割振りは、一般職員の例によるものとする。

(5) 選考方法

ア 暫定再任用する者の選考方法は、次に掲げる事項について総合的な観点から判断するものとし、その者の勤務状況及び勤務実績等（人事評価を含む。）に基づき選考するとともに、必要に応じて個別に面接を行うものとする。この場合における勤務状況の報告は、暫定再任用されることを希望する職員が勤務する所属の長が作成し、総務部長に提出するものとする。

(ア) 採用しようとする職に必要な職務遂行能力があること。

- (イ) 暫定再任用職員としての任期について勤務する意欲があること。
- (ウ) 暫定再任用職員としての任期において心身が健康であること。
- (エ) その他暫定再任用する者の選考に当たって考慮すべき事項に関し、その要件を満たしていること。

イ 退職後に一定期間が経過した者が暫定再任用を希望する場合の選考方法に係るア(ア)から(エ)までの事項については、当該者の退職する前の勤務状況及び勤務実績等（人事評価を含む。）に基づくものとする。

(6) 暫定再任用職員の職位

暫定再任用職員の職位については、行政職にあっては原則として主査又は主任技師として暫定再任用するものとし、行政職以外の職種に係る職位にあっては、行政職に係る職位の取扱いに準じて取り扱うものとする。

ただし、行政不服審査法に基づき審理手続を行う審理員その他適切な業務の遂行の観点から班長級の配置を要する職にあっては主幹として暫定再任用するものとする。

(7) 暫定再任用についての決定

暫定再任用職員として暫定再任用することの決定は、選考結果に基づき、沖縄県暫定再任用職員採用選考委員会に諮って審査した上で行う。決定又は非決定の結果については、本人に通知することとする。

(8) 暫定再任用についての募集

令和8年度において暫定再任用の対象となる者に対する募集は、この要領に定めるほか、募集に関し必要な事項を総務部人事課長が定め、行うものとする。

5 暫定再任用された職員の配置について考慮すべき事項

暫定再任用職員の配置については、職員が培ってきた知識・経験を後輩職員へ伝承し、専門性を発揮できるよう適材適所の人事運用を徹底するとともに、次の事項に留意するものとする。

- (1) 短時間勤務の職に暫定再任用する職員については、公務運営の事情を踏まえ、例えば2名一組として配置し、定数1名として取り扱う等、短時間勤務職員の複数配置により常勤職員の業務量が軽減されるよう努める。
- (2) 育児短時間勤務をする職員のうち、代替職員の配置が必要とされるものについては、原則として短時間勤務の暫定再任用職員の配置を検討する。
- (3) 病気休職から復職する職員等について、業務軽減や円滑なサポート体制の確保を要する場合、所属における円滑な業務遂行の観点から人事上の配慮が必要とされる場合に、常時勤務又は短時間勤務の暫定再任用職員の配置を検討する。
- (4) (1)から(3)までのほか、暫定再任用される職員の配置及びその内示は、一般職員の例によるものとする。

6 任期中に退職を希望する場合の取扱い

暫定再任用職員が任期中に退職を希望する場合の取扱いは、一般職員の例によるものとする。

7 補則

この要領に定めるもののほか、暫定再任用に関し必要な事項は、総務部人事課長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月28日から施行する。

(震災等に係る職員派遣等)

2 基本方針附則第2項の規定に基づき、震災等に係る被災地の復旧及び復興の対策を支援することを目的として、当該被災地の自治体の要請を踏まえ、当該自治体と締結している職員派遣に関する協定に定めるところに留意して、令和8年度において当該被災地の自治体に職員を派遣することを検討する。

3 前項の規定による自治体に派遣する職員の取扱いについては、毎年度定める定期人事異動等実施要領において定める規定の例によるものとする。

(沖縄県労働委員会事務局職員に係る暫定再任用)

4 基本方針附則第3項の規定に基づき、知事が任命権者となる沖縄県労働委員会事務局の職員に係る令和8年度沖縄県職員の暫定再任用に関する運用及び事務手続に関し必要な事項は、この要領（本則7の規定により人事課長が必要な事項を定めている場合は、当該事項を含む。）の例によるものとする。